

# 中国における証券市場の発展と会計基準のグローバル化\*

胡 丹

This paper analyses two subjects. One is the expansion growing condition and the characteristics of the stock market in China. The other is the convergence of the Chinese accounting standards to the international accounting standards (IAS). The expansion of the Chinese stock market is one of the factors causing the accounting standards convergence to IAS. The problems of the stock market in China are the asymmetrical information transmission and the low level of the liquidity, due to the existence of A stock and B stock, negotiable stock and nonnegotiable stock which are the unique classifications in the Chinese stock market. The point of the 2008 framework of the Chinese accounting standards is the *New Company Accounting Standards* which is made referring the IAS. The framework of the *New Company Accounting Standards* and the retails of it are closer to the IAS. It seems that Chinese government tries to make a positive figure about the adopting of the IAS to the international society.

## I. はじめに

本稿の目的は、中国証券市場の発展とその特徴を解説し、経済のグローバリゼーションと経済成長を背景とする中国の会計基準のグローバル化の概況を分析することである。

周知のように、目覚ましい経済発展を背景に、新興証券市場としての中国の証券市場も著しい発展を遂げてきている。特に注目すべくは、2001年の米同時テロ事件や2007年のサブプライム・ローン問題の影響によって、先進諸国の証券市場が低迷している中でも、中国の証券市場の相場が堅調に推移していることである。また中国の企業にとっては、急成長を遂げている証券市場からより多くの資金調達をするためにも、内外の投資家の信頼を得るべく彼らに対するディスクロージャーが欠かせなくなってきたいる。

そして、内外の投資家向けのディスクロージャーをより適切に行うために、証券市場における規制のみならず、企業の経営成績や財政状態を適切に評価し伝達する会計基準の整備は、経済の発達と企業の発展を願う中国政府にとっては、重要な課題となっている。そこで、中国政府は、自国の会計基準のグローバル化を進めると同時に、中国証券市場で上場している企業に対して、2007年1月1日から国際会計基準（IAS）の部分的適用を採用させた<sup>1)</sup>。ダイナミックな中国の証券市場の発展状況やグローバル化してきた中国の会計基準の状況に関する解析は、IASを全面的に採用していない日本を含む国々に、示唆を与えると考えられる。

そこで本稿は、中国の証券市場の発展と会計基準のグローバル化との関係に注目しながら、それぞれの分析を行うことで、「経済の

\*本稿は、2007年度と2008年度の科学研究費補助金（若手研究(B)（課題番号 19730311）、（基盤研究(C)（課題番号 19530404）の援助を受けている。

グローバリゼーションと国際会計」関係の議論に貢献しようとする。

本稿の構成は次の通りである。Ⅱでは、証券市場の拡大と会計基準のグローバル化の関係に関する概念的基盤について検討する。Ⅲでは、中国の証券市場の発展ぶりについて解説し、その特徴を明らかにする。またⅣでは、グローバル化された中国の会計基準についての概況を説明する。最後にⅤでは、結論を述べ、課題を提示する。

## II. 証券市場の拡大とグローバル会計基準の生成基盤－中国のケース

会計基準のグローバル化は、証券市場の発展・グローバル化の動きと連動しつつ把握することができる。それは具体的には、4点に要約できる（古賀（2007），13-14頁）。

(1) 対外的には、欧州市場の統合化といった海外グローバル市場の確立・発展を背景とし、また、(2) 対内的には、中国・インド等の新興市場を含む自国の国内市場の整備・拡大に基礎づけられ、(3) これらの双方の市場は、経営者価値（利益）から株主価値（配当・株価）への価値転換の媒介をなす機関投資家の成長によって促進してきた。(4) それら

を可能にしたのが、国境を越えて適用される共通のファイナンス言語としてのグローバル会計基準の存在であった。

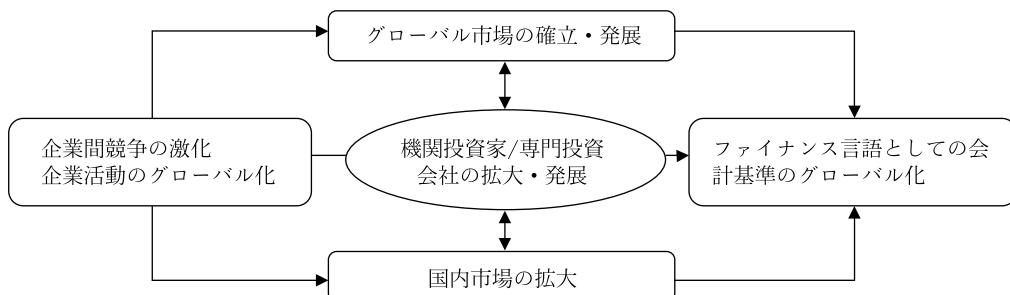
以上に述べたグローバル会計基準の生成・発展基盤の全体的構図を描いたのが、【図表1】である。このように、会計のグローバル化は、経済、文化、企業ガバナンスを含むグローバル化の全体的パッケージの一部として理解される（Godfrey and Chalmers (2007), p.8）。

中国の会計基準のグローバル化と証券市場の発展との関係の視点で【図表1】を鑑みれば、次のようなことがわかる。つまり、中国企業の活動がグローバル化するのに伴って、国内証券市場やグローバル市場の発展に相まった形で、ファイナンス言語としての会計基準のグローバル化が必要となってきているといえるのである。

## III. 中国の証券市場の発展と特徴

前節においてファイナンス言語として中国の会計基準のグローバル化が必要に迫られた理由の一つとして、国内証券市場の発展が挙げられた。これを受け、この節では、現実の中国の国内証券市場の発展とその特徴につい

【図表1】証券市場の拡大と会計基準のグローバル化の要請



出所：古賀（2007），14頁，図1。

## 中国における証券市場の発展と会計基準のグローバル化

て分析することにより、中国の会計基準のグローバル化を促した背景について分析する。

### 1. 中国の証券市場の発展

1949年に建国した中国は社会主義国であった。社会主義国の中の企業は、原材料から生産設備まで政府により所有・統制され、自力で資金調達する必要性がなかった。また70年代後半の改革開放政策の実行により、市場経済要素を経済運営に取り入れた、いわゆる「市場経済化」が進められた。こうして、中国では事実上多様な所有区分を容認し、混合型経済へと移行した。政府の役割は従来のマクロ・ミクロ経済の全般の管理からマクロ的側面だけの管理へとシフトした。企業は自力で資金調達をしなければならなくなり、調達の場を新設した証券市場に求めるようになった。

そうした中で、中国において、1990年12月

に上海証券取引所が、また1991年4月にはシンセン（深圳）証券取引所がそれぞれ設立された。これらの証券取引所が設立された後、中国の証券市場は順調な発展を遂げている（【図表2】および【図表3】を参照）。米同時テロ事件やサブプライム・ローン問題の影響による2001年や2007年の世界的証券市場の低迷時においても、中国の証券市場相場の好調は衰えることはない。

【図表2】および【図表3】からわかるように、近年の中国において、上場する会社の数や調達できた資金量から見ても、証券市場は急速な発展を遂げてきたといえる。たとえば、上場企業数は1993年の183社から2006年の1434社に増えた。また、2006年の上場株の時価総額は89,404億元（12,663億ドル）であり、同年度のGDPの35%を示している。2006年末の株式時価総額はアジア太平洋地域で

【図表2】中国の証券市場の発展

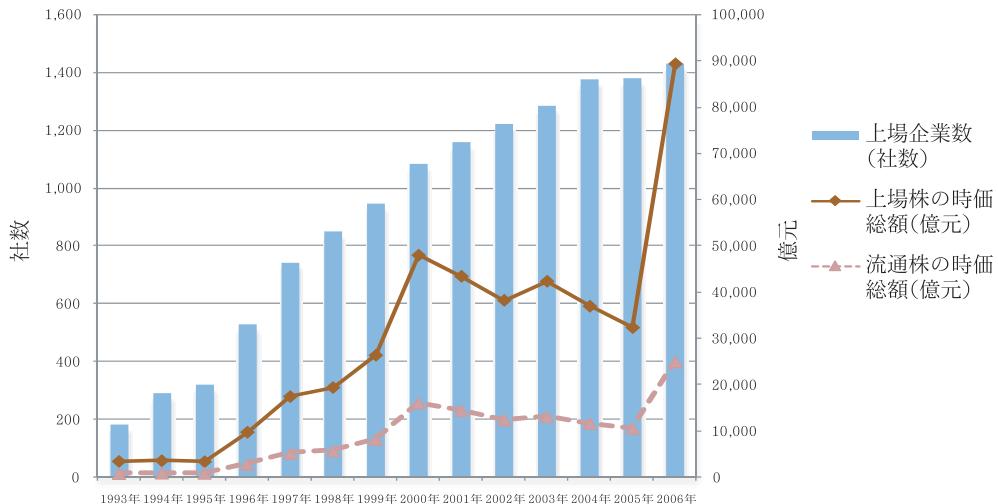
項目	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
上場企業数 (社数)	183	291	323	530	745	851	947	1,088	1,160	1,224	1,287	1,377	1,381	1,434
上場された 株の種類 (株)	218	345	381	599	821	931	1,029	1,174	1,240	1,310	1,372	1,463	1,467	1,520
A 株	177	287	311	514	720	825	921	1,010	1,130	1,199	1,261	1,353	1,358	1,411
B 株	41	58	70	85	101	106	108	114	110	111	111	110	109	109
上場株の 時価総額 (億元)	3,531	3,691	3,474	9,842	17,529	19,506	26,471	48,091	43,522	38,329	42,458	37,056	32,430	89,404
A 株	3,319	3,516	3,311	9,449	17,154	19,299	26,168	47,456	42,246	37,527	41,520	36,309	31,811	88,114
B 株	212	175	164	394	5,204	206	304	635	1,277	803	937	746	620	1,290
流通株の 時価総額 (億元)	862	969	938	2,867	5,204	5,746	8,214	16,088	14,463	12,485	13,179	11,689	10,631	25,004
A 株	683	814	791	2,514	4,856	5,550	7,937	15,524	13,345	11,719	12,306	10,998	10,028	23,731
B 株	179	155	147	353	348	196	276	563	1,118	766	873	690	602	1,272

出所：『中国統計年鑑（1994～2007年）』のデータを基に作成。

注：①ここでいう「中国の証券市場」は、上海証券取引所とシンセン証券取引所の両市場を指す。

②2006年は前年度の2005年よりも著しい時価総額などを計上したのは、「非流通株」の放出（市場で流通させたこと）によるものである。詳細はⅢの2を参照。

【図表 3】中国の証券市場の発展



は日本、香港に次ぐ 3 番目になっている。なお、【図表 3】は【図表 2】を図形化したものである。

## 2. 中国新興証券市場の特徴

### (1) 「A 株」と「B 株」と市場の不完備性問題

証券取引所の設立当初、中国の上場企業は中国国民に対してのみ株式発行をした。これらの株式は一般に「A 株」と呼ばれ、人民元によって取引される。それに対して、1992年から中国証券監督管理委員会は、一定の基準によって選定された企業に対して、香港、マカオ及び台湾の住民といった外国投資家への株式発行を許可した。これらの株は一般に「B 株」と呼ばれ、上海証券取引所（米国ドルを取引通貨とする）及びシンセン証券取引所（香港ドルを取引通貨とする）において発行される。2001年 6 月から米国ドルと香港ドルを持つ国民に対して、B 株の取引が行われるようになった。

「A 株」あるいは「B 株」を発行するためには、一定の審査基準を満たす必要がある。

一般的にいえば、良好な業績および発展の潜在力があると判断されれば、その審査基準は満たされるとみなす。一方、「A 株」と「B 株」の両方を発行している企業の視点から見れば、両者のそれぞれの一株あたりの権利内容が同様であるにも関わらず、取引されている株価は違う。事実として、2001年 2 月に国内投資家に「B 株」の取引が開放されるまで、よく転売され市場流動性の高い「A 株」の株価は、「B 株」のそれの 4、5 倍程度であった。

このような格差が生じた原因としては、情報の不完全性、言語の違い、異なる会計基準の適用などがあげられる (Chen *et al.* (1999), p.94)。Chakravarty *et al.* (1998) は、「A 株」と「B 株」の売買価格の格差の理由の一つは外国投資家が国内投資家より中国の株に対して情報が少ないことを指摘している。彼らによれば、中国の証券市場におけるその格差を引き起こす要因は、情報の非対称性である。また、「A 株」に対する非合理的な高い水準にある国内投資家の需要や中国

## 中国における証券市場の発展と会計基準のグローバル化

株に対する外国投資家の非理性的な判断は「B株」の割安につながったともされる。さらに、中国と外国の証券市場の規制などの相違は、「A株」と「B株」との株価の差異に影響する要因であると彼らは主張した。

### (2) 「流通株」と「非流通株」と 市場の流動性問題

「A株」と「B株」のカテゴリがあるのは中国の証券市場の一つの固有の現象であるが、もう一つ固有の現象といえるのは、「流通株」と「非流通株」という2つのカテゴリが存在することである。

政府機関によって保有されている「国家株」や政府組織および機関に関連する国内の法的主体によって保有されている「法人株」の多くは、売買や譲渡が厳しく制限されている「非流通株」である。それに対して、「流通株」は一般投資家によって保有され、取引されて流通されているものである。ちなみに、「A株」の時価総額の多くを示しているのは証券取引所で取引されていない「非流通株」であ

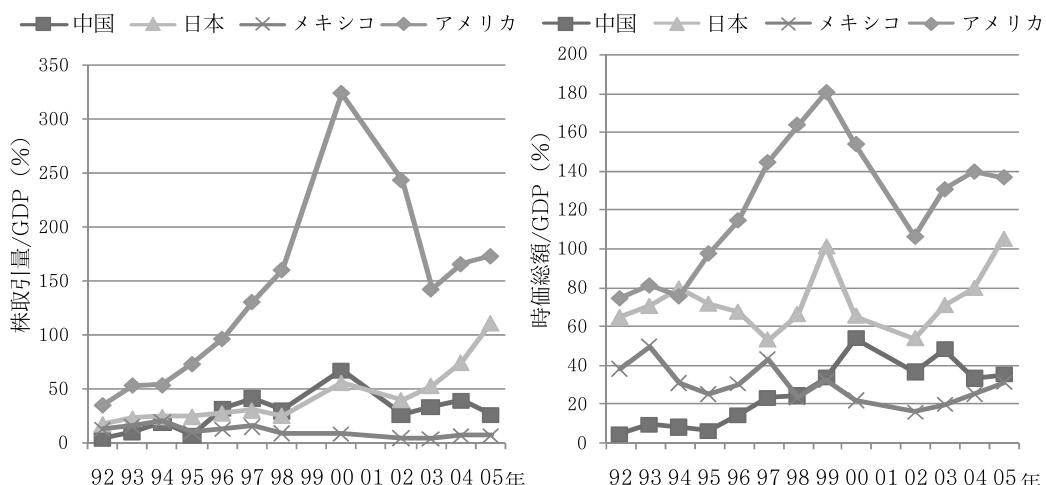
る。「流通株」の市場規模は2006年においても市場全体の時価総額の3割程度にすぎない（【図表2】を参照）。流通している株の時価総額の小ささから、中国の証券市場における市場の流動性問題が窺える。

なお、2005年に非流通株主が流通株主に一定の「対価」（見返り）を支払うことで、非流通株主の保有するすべての非流通株が流通可能になるような「非流通株改革」が行われてきたが、【図表2】で確認できるように、「非流通株」の時価総額はいまだに高い。

また、他国と比較してみても、中国証券市場の流動性問題があることは判明できる（【図表4】を参照）。たとえば、株式取引量をGDP比で見たとき、中国は日本とほぼ同じ水準に達しているが、中国と同様の新興証券市場であるメキシコよりも高水準であることがわかる。このことは中国証券市場における取引の活発さを示しているものと評価できるとともに、裏を返せば、投機性が高いともいえる。

なお、【図表4】からは改めて、中国の証

【図表4】 証券市場の国際比較



出所：『中国統計年鑑（1994～2007年）』のデータを基に作成。

券市場の成長ぶりが他国との比較の中でも明白であることがわかる。たとえば、中国における株式の時価総額の対 GDP 比は、他国に比べて一見してあまり高くはないが、一方では、中国の経済成長が著しく、その GDP が大きく成長しているにもかかわらず、中国における時価総額はそれ以上の増加を果たしている（市場が確実に成長している）ことも考えられる。

総括すると、中国の証券市場において、「A 株」と「B 株」、「流通株」と「非流通株」という他の国に見られないカテゴリがある。流通証券市場の規模は比較的小さいが、その取引量が多く、中国の証券市場に投機性が見られるといえよう。また、上には述べていなかつても、未成熟な中国新興証券市場において、粉飾決算や資産の過小評価といった会計システムにかかる問題も存在する。そのため、会計システムの改革が急務になっており、中国政府は次節に述べるような会計基準作りの推進に躍起する。

#### IV. 中国における会計基準のグローバル化

【図表 5】は2008年現段階における中国の会計システムのフレームワークを表している。1985年に公布され、1993年・1999年と2005年に3回にわたり改訂された「会計法」はそのフレームワークのベースである。

2000年6月、「企業財務会計報告条例」が国務院から発布され2001年1月から施行された。外部から資金を調達する企業と大中規模の企業は、財務諸表の作成と対外的な公開発表についてこの条例の適用を受けなければならない。

また1998年1月に、「株式有限会社会計制

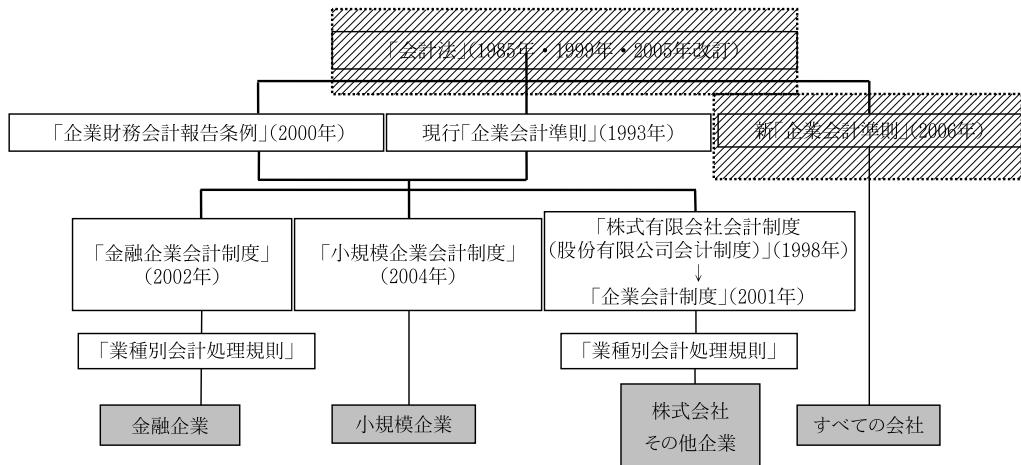
度」が公布され、国際会計基準との差が縮まったといわれている<sup>2)</sup>。それをベースに2001年1月に施行された「企業会計制度」は、現在の中国の会計システムの中心的な存在の一つである。

2006年2月に財政部は国際会計基準とのコンバージェンスを基本的に実現した新しい「企業会計準則」（以下「新「企業会計準則」と記す。）を公表した。新「企業会計準則」は、「基本準則」と38個の「具体準則」から構成される。新「企業会計準則」は2007年1月から中国国内の上場会社に対して適用されており、現行「企業会計準則」（基本準則および具体準則16項目）を一部改訂し、新たに22項目を追加している（【図表 6】を参照）。将来的に外国投資企業等のすべての企業に適用される予定である。そもそも、新「企業会計準則」の第2条によれば、適用対象はすべての企業となっているが、現在、上場会社のみに適用され他の企業に対して早期適用の奨励が行われている形となっている。近い将来、「企業会計制度」などが廃止され、新「企業会計準則」への一本化が進められようとしている。

したがって現時点においては、現行の「企業会計準則」や「企業会計制度」なども適用されているが、将来的には、【図表 5】の点線で囲まれる「会計法」と新「企業会計準則」が中国の会計システムの中心的な役割を果たすことになる。

「会計法」の内容は会計業務に係る人員の配置や法的責任などの組織的な規定となっている。そのため、中国の会計システムと IAS との差異を吟味する場合、「会計法」ではなく、新「企業会計準則」の特徴を分析し、それと IAS を対比することが重要になってく

【図表5】中国の会計システムのフレームワーク（2008年）



る。

また新「企業会計準則」は「基本準則」と38個の「具体準則」から構成されることから、検討すべきことは2つの側面から分析できる。つまり、まず「具体準則」をIASの個々の規定と比べ、次に概念フレームワークにあたる「基本準則」とIASの概念フレームワークと比較することである。

まず、「具体準則」をIASの個々の規定と比べることにしよう。新「企業会計準則」の体系（「具体準則」の体系）は、IASのものを参考に作成されているため、IASとの相違がかなり縮小されているといえる（【図表6】を参照）<sup>3)</sup>。特に金融商品等の新設された項目については、IASの文言がそのまま翻訳されたような内容も多い。

しかし、IASと完全に合致するものではなく、中国の経済的特徴を考慮し、一部の相違が残されている。たとえば、「第20号 企業結合」における共通支配下における企業結合の処理があるのに対して、IASの場合は共通支配下の企業結合の処理について規定していない。また、「第8号 資産の減損」において

て、減損損失の戻入を禁止しているのに対して、IASではそれが求められている。

このように、具体的な内容を個々に分析する場合、新「企業会計準則」とIASの間ににおいて、若干の差異が存在するが、体系そのものはIASと近いものとなっていると評価できる。

次に、新「企業会計準則」の中の概念フレームワークに当たる「基本準則」とIASの概念フレームワークである「財務諸表の作成および表示のフレームワーク」（1989年）（以下、フレームワークと呼ぶ）と比較することにしよう。財務諸表の構成要素の定義については、IAS1「財務諸表の表示（改訂版）」（2007年9月）を分析することは重要であるが、新「企業会計準則」ととの比較可能性などを考慮し、ここでは、IASのフレームワークと新「企業会計準則」を比較する。

【図表7】は、IASのフレームワークと新「企業会計準則」を対比して、作成されたものである。新「企業会計準則」は本質的にIASのフレームワークと同等であると考えられるが、下記の4点において違いがある。

【図表 6】国際会計基準对中国の新「企業会計準則」

新「企業会計準則」		国際会計基準	現行「企業会計準則」の有無
企業会計準則－基本準則		財務諸表の作成と表示に関するフレームワーク	○
企業会計準則－具体準則		国際財務報告基準書 (IFRSs) 及び国際会計基準書 (IASs)	
第1号	棚卸資産	IAS 第2号 棚卸資産	○
第2号	長期持分投資	IAS 第27号 連結及び個別財務諸表 IAS 第28号 関連会社に対する投資 IAS 第31号 ジョイント・ベンチャーに対する持分 IAS 第39号 金融商品：認識及び測定	○
第3号	投資不動産	IAS 第40号 投資不動産	×
第4号	固定資産	IAS 第16号 有形固定資産	○
第5号	生物資産	IAS 第38号 農業	×
第6号	無形資産	IAS 第38号 無形資産	○
第7号	非貨幣性資産の交換	IAS 第40号 有形固定資産 IAS 第38号 無形資産 IAS 第40号 投資不動産	○
第8号	資産の減損	IAS 第36号 資産の減損	×
第9号	従業員給与報酬	IAS 第19号 従業員給付	×
第10号	企業年金基金	IAS 第26号 退職給付制度の会計及び報告	×
第11号	株式報酬	IFRS 第2号 株式報酬	×
第12号	債務再構築	IAS 第39号 金融商品：認識及び測定	○
第13号	偶発事象	IAS 第37号 引当金、偶発債務及び偶発資産	○
第14号	収益	IAS 第18号 収益	○
第15号	工事契約	IAS 第11号 工事契約	○
第16号	政府補助金	IAS 第20号 政府補助金の会計処理及び政府援助の開示	×
第17号	借入費用	IAS 第23号 借入費用	○
第18号	企業所得税	IAS 第12号 法人所得税	×
第19号	外貨換算	IAS 第21号 外国為替レート変動の影響 IAS 第29号 超インフレ経済下における財務報告	×
第20号	企業結合	IFRS 第3号 企業結合	×
第21号	リース	IAS 第17号 リース	○
第22号	金融商品：認識及び測定	IAS 第39号 金融商品の認識および測定	×
第23号	金融資産の移転	IAS 第39号 金融商品の認識および測定	×
第24号	ヘッジ取引	IAS 第39号 金融商品の認識および測定	×
第25号	保険契約	IFRS 第4号 保険契約	×
第26号	再保険契約	IFRS 第4号 保険契約	×
第27号	石油・天然ガスの採掘	IFRS 第6号 鉱物資産の探査及び評価	×
第28号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬の訂正	IAS 第8号 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	○
第29号	後発事象	IAS 第10号 後発事象	○
第30号	財務諸表の表示	IAS 第1号 財務諸表の表示	×
第31号	キャッシュ・フロー計算書	IAS 第7号 キャッシュ・フロー計算書	○
第32号	中間財務報告書	IAS 第34号 中間財務報告	○
第33号	連括財務諸表	IAS 第27号 連結及び個別財務諸表	×
第34号	一株当たり利益	IAS 第33号 一株当たり利益	×
第35号	セグメント報告	IAS 第14号 セグメント別報告	×
第36号	関連当事者の開示	IAS 第24号 関連当事者についての開示	○
第37号	金融商品の表示	IFRS 第7号 金融商品：開示 IAS 第32号 金融商品：開示及び表示	×
第38号	企業会計準則の初度適用	IFRS 第1号 国際財務諸表基準書の初度適用	×

注：国際会計基準に存在するが、新「企業会計基準」に存在しない規定は以下の 2 項目である。①IFRS 第 5 号 売買目的で所有する非流動資産および廃止事業、②IAS 第 29 号 超インフレ経済下における財務報告

## 中国における証券市場の発展と会計基準のグローバル化

**【図表7】IASのフレームワーク（1989年）対新「企業会計準則基本準則」**

	フレームワーク（1989年）	新「企業会計準則基本準則」（2006年）
適用対象	公的セクターあるいは私的セクターに関係なく、すべての事業体に適用（第8条）	中国国内に設立された企業に適用（第2条）
設定の趣旨	外部の利用者のための財務諸表の作成と表示の基本的枠組みの提示（第1条）	企業会計の認識、測定および報告行為を規範化し、会計情報の品質を保証するため（第1条）
構成	前書、序説、財務諸表の目的、基礎となる前提、財務諸表の質的特徴、財務諸表の構成要素、財務諸表の構成要素の認識、財務諸表の構成要素の測定、資本および資本維持の概念、の9つの部分で構成	総則、会計情報の品質要求、資産、負債、所有者持分、収益、費用、利益、会計測定、財務会計報告書、附則、の11章で構成
財務諸表の目的	広範な利用者が経済的意思決定を行うに当たり、企業の財政状態、経営成績および財政状態の変動に関する有用な情報を提供することにある（第12条）。また、財務諸表は、経営者の受託責任の会計責任の結果も表示する（第14条）。	財務会計報告書の利用者に企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー等に関する会計情報を提供することであり、また、企業経営者の受託責任の履行状況を示し、財務会計報告書の利用者の経済的な意思決定に資することにある（第4条）。
基礎となる前提	発生主義（第22条）、継続企業（第23条）	発生主義（第9条）、継続企業を前提とし（第6条）、会計期間を区分し、財務会計報告書を作成（第7条）、貨幣的測定（第8条）
財務諸表の質的特徴	理解可能性、目的適合性、信頼性および比較可能性は4つの主要な質的特徴である；そのほか、重要性、表現の忠実性、実質優先主義、中立性、慎重性、完全性、適時性、ペネフィットとコストとの均衡、質的特徴の間の均衡、真実かつ公正な外観または適正な表示（第24条～第46条）	会計情報の真実性と内容の完全性（第12条）、目的適合性（第13条）、明瞭性（第14条）、比較可能性（第15条）、実質優先主義（第16条）、重要性（第17条）、慎重性（第18条）、適時性（第19条）
財務諸表の構成要素とその認識	資産、負債、持分、収益、費用の5つ；認識とは、財務諸表の構成要素を貸借対照表または損益計算書に組み入れるプロセスをいう（第82条）。	資産、負債、所有者持分、収益、費用、利益の6つ
財務諸表の構成要素の測定	測定とは、財務諸表の構成要素が認識され、貸借対照表および損益計算書に記載される金額を決定するプロセスをいう（第99条）；測定基礎として、取得原価（一般的）、現在原価、実現可能価額、現在価値が挙げられる（第100～101条）。	認識された財務諸表構成要素を表示する際に、金額を確定しなければならない（第41条）；測定する際に、取得原価（一般的）、再調達原価、正味実現可能価額、現在価値、公正価値が利用される（第42～43条）。
資本および資本維持の概念	投下した貨幣額は投下購買力などの貨幣資本の概念の下では、資本は企業の純資産または持分と同義（第102条）；資本維持は、貨幣資本の維持と実体資本の維持がある。	
財務会計報告書	IASに準拠して作成される財務諸表の構成要素は、(a)貸借対照表、(b)損益計算書、(c)株主持分変動計算書、(d)キャッシュ・フロー計算書、(e)重要な会計方針及びその他の注記である（IAS1第10条）。	貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等が含まれる（第10章）。

- (1) フレームワークには「基礎となる前提」と題して、発生主義と継続企業が掲げられているが、新「企業会計準則」では前提などを明白に掲げず、貨幣的測定などの暗黙的な前提を条文上に盛り込んでいる。
- (2) 財務諸表の質的特徴として、フレームワークでは、主要な質的特徴として、理解可能性、目的適合性、信頼性および比較可能性を掲げ、そのほか重要性や実質優先主義などの特徴を挙げている。新「企業会計準則」では、第二章（第12条～第19条）において、会計情報の真実性と内容の完全性（第12条）、目的適合性（第13条）、明瞭性（第14条）、比較可能性（第15条）、実質優先主義（第16条）、重要性（第17条）、慎重性（第18条）、適時性（第19条）を掲げている。しかし、規定の詳細度合については、フレームワークがより詳細であると見受けられる。
- (3) 財務諸表の構成要素に関しては、新「企業会計準則」では利益についても定義している。一方、その認識や測定については、認識と測定のそのものに関する定義は IAS のフレームワークでしか行われていない。また測定に関して、新「企業会計準則」では公正価値を測定基礎として掲げているが、フレームワークでは、別個に掲げていないが、取得原価の説明の中に公正価値を測定基礎として言及している。
- (4) 新「企業会計準則」では資本及び資本維持の概念については、記述がない。一方、フレームワークでは、財務会計報告書に関する貸借対照表などの構成要素についての記述がないが、IAS 1 にはそれに関する

する記述があった。

このように、新「企業会計準則」と IAS のフレームワークに関して、いくつかの相違が見受けられるが、本質的な違いがないよう理解できよう。

【図表 5】、【図表 6】ならびに【図表 7】の分析を通じて、中国の会計システムの中心的な内容および仕組みは IAS との相違が少ないことがわかった。加えて注意すべき点は、対外的に中国政府が2007年1月1日に IAS を上場会社に適用させたとしてあったが、適用の中身は IAS そのものではなく、IAS を参考にした新「企業会計準則」である。新「企業会計準則」を中国版 IAS と見立てて、IAS 適用を対外的に印象付けたのである。

## V. 結論と課題

本稿は「経済のグローバリゼーションと国際会計」と絡む視点から、中国の証券市場の発展ぶりの状況とその特徴を分析し、2008年現在の中国の会計基準のグローバル化の状況を解析した。本稿における分析を通じて、次の 5 点が明らかになった。

- (1) 中国企業の企業活動のグローバル化に伴って、国内証券市場やグローバル市場の発展に相まった形で、ファイナンス言語としての会計基準のグローバル化が必要となっている。
- (2) 近年の中国において、上場する会社数や調達できた市場価値から見ても、証券市場は急速な発展を遂げてきたといえる。たとえば、上場企業数は1993年の183社から2006年の1,434社に増えた。また、2006年の上場株の時価総額は89,404億元（12,663億ドル）であり、同時期の中国

のGDPの35%を示している。

- (3) 中国証券市場の特徴としていえるのは、国内投資家向けに人民元建てで取引される「A株」、おもに外国人投資家向けに外貨建てで取引される「B株」、および一般に売買可能な「流通株」と売買が制限されている「非流通株」のカテゴリが存在することにある。
- (4) 「A株」と「B株」と関連して、中国の新興証券市場には、外国投資家と国内投資家との間に情報の非対称性の存在から、市場の不完備性問題が存在する。また「流通株」と「非流通株」と関連して、「流通株」の時価総額などが少ないことから、市場の流動性問題が存在する。
- (5) 中国の会計システムのフレームワークには、2008年という時点において、注目すべきは、「会計法」と新「企業会計準則」である。新「企業会計準則」の「基本準則」は国際会計基準のフレームワークと本質的に同等である。また、新「企業会計準則」の「具体準則」がカバーしているテーマの範囲は国際会計基準とほぼ同じである。なによりも、中国政府は、対外的にIASを2007年1月1日に上場会社に適用させたとしながらも、適用の中身は中国版IASの新「企業会計準則」であることに注目をしておくべきである。しかも、うまい具合に、将来的には国際会計基準そのものの利用に関する可能性が温存されたままである。

証券市場の発展と相まった形で展開された中国の会計基準のグローバル化の進展状況は、日本などの国々にとっても参考になると考えられるため、今後の動向に注目する必要がある。

## 注

- 1) 1973年に設立された国際会計基準委員会(IASC)が公表してきた会計基準は從来、国際会計基準(IAS)と呼ばれているが、IASCの後身である国際会計基準審議会(IASB)が2001年から公表する会計基準は、国際財務報告基準(International Financial Reporting Standard; IFRS)と呼ぶことになっている。本稿では、便宜のため、IFRSとIASの両者を指すものをIASで表す。
- 2) Bao and Chow (1999), p.91; Chen *et al.* (1999), p.99; 胡丹 (2001), 137-141頁。
- 3) 現行の「企業会計準則」と比べるときに、特徴として2つ挙げられる。第1に、金融、農業、保険、石油・天然ガス、企業年金基金の特殊な業種に対するルールが從来のものと比べて明確化されている。第2に、開示内容について從来と比べて充実化を図っている。たとえば、從来になかった一株当たり情報やセグメント情報の開示が求められている。

## 参考文献・引用文献

- 古賀 (2007), 古賀智敏、「会計基準グローバル化の認識基点—会計基準グローバル化に向けての同化と分化」『産業経理』Vol.67, No. 2, 産業経理協会, 2007年7月, 13-21頁。
- 胡丹 (2001), 胡丹「中国における市場改革と国際会計基準導入への対応」『六甲台論集』第48巻第1号, 神戸大学大学院経営研究会, 2001年6月, 133~150頁。
- 胡丹 (2002), 胡丹「国際会計基準に基づく財務情報の開示とその有用性」『六甲台論集』第49巻第1号, 神戸大学大学院経営研究会, 2002年6月, 125~139頁。
- 胡丹 (2003a), 胡丹「中国新興資本市場の特徴と会計システムの国際的調和化」『産業経理』Vol.63, No.1, 産業経理協会, 2003年, 113~124頁。
- 胡丹 (2003b), 胡丹「国際会計基準に基づく財務情報の価値関連性—上海証券取引所で上場した企業

- からの実証的証拠」『会計プログレス』第 4 号,  
日本会計研究学会, 2003年, 71~84頁。
- 胡丹 (2003c), 胡丹「会計数値の価値関連性についての一考察—上海証券取引所の上場企業の実証研究」『東アジア研究』第 2 号, 山口大学大学院経済学研究科, 2003年, 87~100頁。
- 胡丹 (2005a), 「国際会計基準導入への課題—日本における IFRS2005 年問題を中心に」『国際経営・システム科学研究』第 36 号, 早稲田大学アジア太平洋研究センター, 2005 年 3 月, 193~202 頁。
- 胡丹 (2005b), 「国際会計基準導入を巡る議論—各國の対応・その特徴・問題点」『環太平洋経営研究』第 6 号, 桃山学院大学総合研究所, 2005 年 3 月, 81~101 頁。
- 『中国企業会計準則』中央経済社, 2007 年。
- 『中国証券市場ハンドブック 2007』野村資本市場研究所, 2007 年。
- Bao and Chow (1999), Ben-Hsien Bao and Lynne Chow, "The Usefulness of Earnings and Book Value for Equity Valuation in Emerging Capital Markets: Evidence From Listed Companies in the People's Republic of China", *Journal of International Financial Management and Accounting*, Vol.10, No.2, 1999, pp. 85-104.
- Chakravarty et al. (1998), Sugato Chakravarty, Asani Sarkar and Lifan Wu, "Information asymmetry, market segmentation and the pricing of cross-listed shares: theory and evidence from Chinese A and B shares", *Journal of International Financial Markets, Institutions and Money*, Vol.8, 1998, pp.325-355.
- Chen et al. (1997), Chen, Y., P. Jubb, and A. Tran., "Problems of Accounting Reform in the People's Republic of China". *The International Journal of Accounting*, Vol.32, No.2, 1997.
- Chen et al. (1999), Charles J.P. Chen, Ferdinand A. Gul and Xijia Su, "A Comparison of Reported Earnings under Chinese GAAP vs. IAS: Evidence from the Shanghai Stock Exchange", *Accounting Horizons*, Vol.13, No.2, 1999.
- Godfrey et al. (2007), Godfrey, J and Chalmers, K., "Globalisation of Accounting Standards: An Introduction," in *Globalisation of Accounting Standards*, edited by Godfrey, J. and Chalers, K., Edward Elgar, 2007, pp.1-14.
- IASC (1989), International Accounting Standards Committee (IASC), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989.
- IASB (2007), International Accounting Standards Board (IASB), *Presentation of Financial Statements* (IAS1 revision), 2007.
- 『新企業会計準則実務指南与讲解』機械工業出版社, 2007 年。
- 中国財政部『企業会計準則』1993 年 7 月 1 日施行。
- 中国財政部『企業会計準則』2007 年 1 月 1 日施行。
- 中国国家統計局 (<http://www.stats.gov.cn/>)。
- 『中国統計年鑑 (1994~2007 年)』(<http://www.stats.gov.cn/>)。

(名古屋大学大学院経済学研究科)